○厚生労働省告示第百三十七号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の四第一項及び第二項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成三年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　［略］	1　［同上］
一～二十六　［略］	一～二十六　［同上］
二十七　盲人用秤	二十七　盲人用秤
家庭用上皿秤であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの	家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するもの
二十八・二十八の二　［略］	二十八・二十八の二　［同上］
二十八の三　視覚障害者用読書器	二十八の三　視覚障害者用拡大読書器
視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、別表第二に掲げるものに限る。	視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、別表第二に掲げるものに限る。
二十八の四～三十八　［略］	二十八の四～三十八　［同上］

別表第一　視覚障害者用ポータブルレコーダー（第二十一号関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
プレクストークポータブルレコーダーPTR2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地
プレクストークPTN2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地
プレクストークPTN3	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地
プレクストークポケットPTP1	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地
プレクストークポータブルレコーダーPTR3	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地
プレクストーククリンクポケット	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地

別表第二　視覚障害者用読書器（第二十八号の三関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
センスビューP430	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004
Visio Book	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004
ビズムイーケア3.5	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
トラベラーHD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
プレクストークPTN2	シナノケンシ株式会社	長野県上田市上丸子1078番地
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

別表第二　視覚障害者用拡大読書器（第二十八号の三関係）

製品名（品番）	販売元	販売元の住所又は所在地
センスビューP430	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004
ビズムイーケア3.5	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
ビズムイーケア4.3	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号
［項を加える。］		
［同左］	［同左］	［同左］
トラベラーHD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目6番11号